

PCフォーラム

JA水郷つくばパソコン研究会会報

2023年8月号 <https://dappe.com>

Mail: dappepc@dappe.com

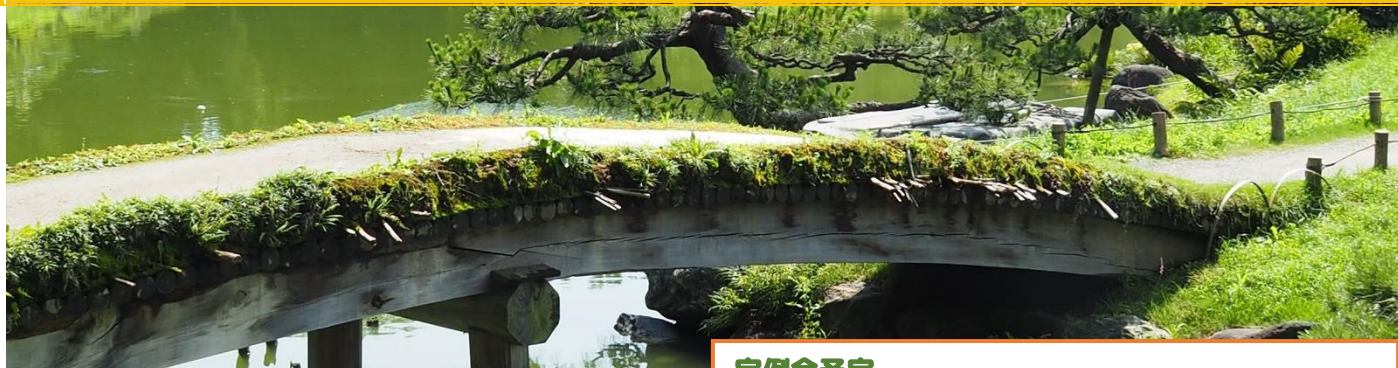


事務局: 土浦市田中-1-4

JA 水郷つくば営農部

営農企画課

電話 090-823-7001



■みなさんこんにちは。7月も終わり8月になってしまいましたね。

8月はお盆を中心にお休みも予定されていますのでよろしくお願いたします。

マイナカードの登録ミスが発覚したり世の中では、デジタル化大丈夫かと言われてたり、国内では10月からインボイス制度が始まるとか、ガソリンなど燃料が値上がりするなど生活にいろいろ直撃してくる問題が多いですね。



■今月の特集

電子帳簿保存法とは国税関係の帳簿や書類などの電子保存を認める法律

電子保存は3パターン

・電子帳簿等保存

電子帳簿等保存とは、電子的に作成した帳簿や書類を電子データのままで保存すること。例えば、会計システムで作成した仕訳帳や総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書などが該当します。また、自社が電子的に作成した請求書等の控え(電子取引に該当しないもの)なども含まれます。

・スキャナ保存

スキャナ保存とは、紙の書類をスマホやスキャナで読み取って保存することです。取引先から紙で受け取った請求書や領収書などのほか、自社が紙で作成した取引関係書類の控えも該当します。

・電子取引

電子データでやりとりした請求書等の取引関連書類は、電子取引に該当します。自社が発行した書類も、取引先から発行された書類もどちらも該当します。

定例会予定

8月1日 WEB、8、15日休み

22日 WEB

29日 PCフォーラム発行、講座、スマホなど

9月5日、19日 WEB

12日 定例会講座

26日 PCフォーラム発行、講座など

電子帳簿等保存やスキャナ保存は任意ですが、電子取引を行った場合は、必ず電子データとして保存しなければいけません(2023年12月31日まで猶予期間あり)。

・電子帳簿保存の対象者は、法人税を納める法人と所得税の納税義務がある個人事業主です。

企業の規模や、法人か個人事業主かといった違いにかかわらず、すべての事業主が対象になるといいでしょう。

電子帳簿保存法の改正は、事業を営むすべての法人と個人に関係する大きな変化です。特に、新たに義務化される電子取引における電子データ保存については、すべての事業者が、遅くとも猶予期間が終わる2023年12月31日までに対応方法を定め、実行する必要があります。

・電子帳簿等保存の対象書類

事業者が電子的に作成した帳簿や書類を電子的に保存できる「電子帳簿等保存」は、下記のような書類が対象です。

国税関係の帳簿: 仕訳帳、総勘定元帳、売掛帳、買掛帳、現金出納帳、固定資産台帳など

決算関係書類: 貸借対照表、損益計算書、棚卸表など

取引関係書類: 注文書、見積書、契約書、領収書など

上記の書類について、電子的に作成したものである場合は、電子データとして保存することが可能です。なお、データを出力して紙で保存することもできます。

ただし、取引関係書類について、取引先に電子的に交付した場合は電子取引の対象になり、電子保存が必要です。

スキャナ保存の対象書類

スキャナ保存の対象になる書類は、取引先から紙で受け取った取引関係書類で、下記のような書類が該当します。

契約書
納品書
請求書
領収書
見積書
注文書
検収書



参考サイト

これらのデータは、スキャンして電子的に保存することができます。もちろん、紙のまま保存することも可能です。

改正によって、電子帳簿等保存、スキャナ保存の要件が大幅に緩和されました。さらに、電子取引については電子保存が義務化されました。デジタル化の流れは、今後も加速していくと考えられます。時代に対応するために、事務処理や経理処理の在り方を見直し、電子化を進めていく必要があるでしょう。

■ソリマチ農業簿記 Version 1 2 が入荷しました。
新バージョンのデモ版を使って講座を行いますので興味のある方はご連絡ください。



・ソリマチのオンラインセミナーは以下からご覧ください。

担当：小林

タイトル写真：菊田さん



電子取引の対象書類

電子取引の対象書類は、電子データでやりとりを行った取引書類が該当します。注文書や契約書、見積書、領収書などのほか、送り状なども含まれます。

これらの書類は、受け取った場合も送信した場合も、電子的に保存しなければいけません。

・誰もがスマートフォンを持ち、日常的にインターネットを活用している昨今、社会全体がデジタル化に向かっているといえます。コロナ禍によるリモートワークの増加やDXの推進によって、業務の在り方も大きく変化しています。こうした状況の中で、より多くの事業者が業務のデジタル化を進め、紙からの脱却を目指しやすくするために、2022年の電子帳簿保存法改正が行われました。

◆ホテル雅叙園東京の「和のあかり展」
薄暗い場所でも iPhone はよく映りますね♪
宮崎さんの作品から

